

審議会の公開・非公開の決定

1 審議会の公開等について

審議会は、草津市市民参加条例第9条第1項により、原則公開するものとされています。

ただし、その調査審議事項が以下のいずれかに該当するときは、会議の全部または一部を非公開とすることができるとしています。

- (1) 非公開とすることについて法令等に規定されているとき。
- (2) 非公開情報に該当すると認められる事項を議事とするとき。
- (3) 会議を開くことにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるとき。

上記の審議会等の非公開の決定は、草津市市民参加条例施行規則第15条第1項の規定により、「審議会の長が当該審議会に諮って行うものとする。」としてあります。

2 本審議会の調査審議事項

草津市営住宅家賃改定審議会の主な調査審議事項は以下のとおりです。

- (1) 改良住宅の応能応益的家賃の導入に関する事項
- (2) その他市長が必要と認めるもの